

入札説明書

令和 7 年札幌市告示第576号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和 7 年 2 月 10 日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市総務局国際部国際課 電話 011-211-2032
メールアドレス kokusai@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

- (1) 役務の名称
札幌国際交流館ライラックホール床修繕業務
- (2) 調達案件の仕様等
仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。
- (4) 履行場所
仕様書による。
- (5) 入札書の記載方法
総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種が一般サービス業の「機械・家具等保守・修理業、市有施設小規模修繕業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 過去 10 年間の間に、行政機関等を相手方とした同種の業務の履行実績を有する者であって、契約解除等の中途解約がなく、全て誠実に履行しており、当該役務の提供が十分に可能な者であること。

5 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記 2 に同じ。
- (2) 入札書の提出期限
令和 7 年 2 月 17 日（月）13 時 00 分（必着）
- (3) 入札書の提出方法
ア 入札書は 1 通のみ作成すること。

イ 入札書の提出は、送付又は持参によるものとする。提出にあたっては、二重封筒とし封印の上、入札書を入れる封筒はその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、開札日時及び調達件名を記載すること。外封筒には入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載すること。

ウ 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

エ 入札者は、提出した入札書の修正、再提出、追加又は撤回をすることができない。

(4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

本入札説明書、仕様書、契約書案等についての質問がある場合は、質問票（様式1）により電子メールで送付すること。送付の際は、件名に「札幌国際交流館ライラックホール床修繕業務 質問票の送付」と記載すること。

イ 提出先及び提出期限

E メールアドレス kokusai@city.sapporo.jp

令和7年2月13日（木）15時00分まで

ウ 回答の方法

質問者へは電子メールにより回答するとともに、公平を期すために、公表すべきと判断した質問は、札幌市ホームページ

(https://www.city.sapporo.jp/kokusai/nyuusatsu/koryukan_yukasyuzen.html) に質問及び回答の内容を掲載する（質問を行った法人名は公表しない）。

(5) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札、札幌市競争入札参加者心得「8 無効入札」各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和7年2月17日（月）13時30分

札幌市役所本庁舎10階 国際部事務室（札幌市中央区北1条西2丁目）

(9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うことができる。

イ 入札者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、会場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、有効な入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 最低制限価格の設定 無

(4) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内のうち、最低価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項

契約約款のとおり